

エネルギー有効利用指針マニュアル

関係法令編

目 次

6-1	関係法令	
1	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（抜粋）	6-2
2	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（抜粋）	6-7
3	東京都エネルギー有効利用指針	6-11
6-2	指導・助言等	
1	指導・助言	6-17
2	勧告、違反者の公表	
	（1）勧告	6-17
	（2）違反者の公表	6-17
3	立入調査、報告の徴収	
	（1）立入調査	6-17
	（2）報告の徴収	6-17

関係法令

1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(抜粋)

第二節の五 地域におけるエネルギーの有効利用

(開発事業者の責務)

第十七条の二 一の区域において一又は二以上の建築物の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)を行う事業(以下「開発事業」という。)をしようとする者(以下「開発事業者」という。)は、当該開発事業を行う区域におけるエネルギーの有効利用について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(エネルギー有効利用指針の作成)

第十七条の三 知事は、大量かつ高密度なエネルギー需要を発生させるものとして規則で定める規模の開発事業(以下「特定開発事業」という。)をしようとする者(以下「特定開発事業者」という。)、特定開発事業を行う区域(以下「特定開発区域」という。)及びその周辺の地域(以下これらを「特定開発区域等」という。)に熱又は熱と併せて電気の供給を行う事業者(以下「地域エネルギー供給事業者」という。)、地域エネルギー供給事業者の供給対象となる者並びに特定開発区域等におけるエネルギーの有効利用にかかわるその他事業者が、特定開発事業によって生じる環境への負荷の低減を図るためのエネルギーの有効利用に関する指針(以下「エネルギー有効利用指針」という。)を定めるものとする。

- 2 エネルギー有効利用指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。
- 3 知事は、エネルギー有効利用指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(省エネルギー性能目標値の設定)

第十七条の四 特定開発事業者は、特定開発事業において規則で定める規模を超える建築物(規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。以下この条において同じ。)の新築等をしようとするときは、エネルギー有効利用指針に基づき、規則で定めるところにより、その建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能について、第二十条の三の省エネルギー性能基準の値以上の目標値(当該省エネルギー性能基準の値の定めのない用途にあっては、エネルギー有効利用指針に定める基準を勘案して定める目標。以下第十七条の七第五号を除き、この節において同じ。)を設定しなければならない。

(有効利用が可能なエネルギーを利用するための設備の導入検討)

第十七条の五 特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときは、エネルギー有効利用指針に基づき、規則で定める範囲内において、再生可能エネルギーその他有効利用を図ることが可能なエネルギーのうち、規則で定めるエネルギーを利用するための設備の導入について検討しなければならない。

(地域冷暖房の導入検討)

第十七条の六 特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときは、特定開発区域等における建築物への熱の供給方法として、エネルギー有効利用指針に基づき、地域冷暖房の導入を検討しなければならない。

(エネルギー有効利用計画書の作成等)

第十七条の七 特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した特定開発事業におけるエネルギーの有効利用に関する計画書(以下「エネルギー有効利用計画書」という。)を、エネルギー有効利用指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 特定開発事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 特定開発事業の概要
- 三 特定開発区域の範囲
- 四 第十七条の四の規定により設定したエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値
- 五 第十七条の四に規定する建築物の工事完了後における前号の性能の目標値の達成状況の検証方法
- 六 第十七条の五の規定による同条のエネルギーを利用するための設備の導入の検討内容及び検討結果
- 七 前条の規定による地域冷暖房の導入の検討内容及び検討結果
- 八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(エネルギー有効利用計画書の変更の届出)

第十七条の八 特定開発事業者は、前条の規定により提出したエネルギー有効利用計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

(エネルギー有効利用計画書の公表)

第十七条の九 特定開発事業者は、第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書を提出したとき、又は前条の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2 知事は、第十七条の七の規定によるエネルギー有効利用計画書の提出又は前条の規定による変更の届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(地域エネルギー供給事業者のエネルギーの有効利用に係る措置)

第十七条の十 地域エネルギー供給事業者は、エネルギー有効利用指針に基づき、特定開発区域内の建築物(次条第三項に規定する同意が得られたときは、同項に規定する建築物を含む。以下同じ。)へのエネルギーの供給に関し、エネルギーの有効利用について必要な措置を講じなければならない。

(地域エネルギー供給計画書の作成等)

第十七条の十一 特定開発事業者は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる場合には、エネルギー有効利用指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギーの供給に関する計画書(以下「地域エネルギー供給計画書」という。)を作成し、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- 一 地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 エネルギー供給を行う区域
 - 三 利用する第十七条の五に規定するエネルギーの種類及び量
 - 四 供給するエネルギーの種類及び量並びに熱媒体の種類
 - 五 供給するエネルギーの効率の値
 - 六 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、特定開発事業者は、当該特定開発事業者以外の者を前項第一号の地域エネルギー供給事業者としたときは、地域エネルギー供給計画書を当該地域エネルギー供給事業者に作成させることができる。
- 3 特定開発事業者は、地域エネルギー供給計画書を作成するときは、特定開発区域に隣接し、又は近接して存する建築物の所有者又は管理者及び特定開発区域に隣接し、又は近接して建築物の新築等しようとする者の同意を得て、当該建築物を含めた地域エネルギー供給計画書を作成することができる。
- 4 特定開発事業者は、地域エネルギー供給計画書の作成に当たり、その計画の区域に隣接し、又は近接する区域における他の地域エネルギー供給事業者(以下「他の地域エネルギー供給事業者」という。)があるときは、エネルギー有効利用指針に基づき、供給する熱の相互利用について検討しなければならない。

(地域エネルギー供給計画書の変更)

第十七条の十二 前条第一項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出した者は、同項第一号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出した者は、同項第二号から第六号までに掲げる事項の変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項について記載した計画書を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定による変更について準用する。

(地域エネルギー供給計画書の公表)

第十七条の十三 特定開発事業者は、第十七条の十一第一項若しくは前条第二項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出したとき、又は同条第一項の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2 知事は、第十七条の十一第一項若しくは前条第二項の規定による地域エネルギー供給計画書の提出又は同条第一項の規定による変更の届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(エネルギー供給の開始の届出)

第十七条の十四 地域エネルギー供給事業者は、第十七条の十一第一項又は第十七条の十二第二項の規定により作成された地域エネルギー供給計画書に係るエネルギーの供給を開始したときは、その旨を、規則で定めるところにより、規則で定める日までに、知事に届け出なければならない。

(地域エネルギー供給実績報告書の提出等)

第十七条の十五 地域エネルギー供給事業者は、第十七条の十一第一項各号に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギー供給の実績に関する報告書(以下「地域エネルギー供給実績報告書」という。)を、エネルギー有効利用指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(地域エネルギー供給実績報告書の公表)

第十七条の十六 地域エネルギー供給事業者は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2 知事は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(エネルギーの有効利用にかかわるその他事業者の協力等)

第十七条の十七 第十七条の五に規定する範囲内において、同条に規定するエネルギーが生じる事業活動を行う事業者(以下「利用可能エネルギーに係る事業者」という。)は、エネルギー有効利用指針に基づき、同条の規定により特定開発事業者が行う当該エネルギーを利用するための設備の導入についての検討及び地域エネルギー供給事業者が行う当該エネルギーの利用に協力しなければならない。

2 他の地域エネルギー供給事業者は、エネルギー有効利用指針に基づき、第十七条の十一第四項の規定による特定開発事業者が供給しようとする熱の相互利用についての検討及び地域エネルギー供給事業者が供給する熱の相互利用に協力しなければならない。

3 地域エネルギー供給事業者が熱を提供する設備で、熱と併せて電気を提供する設備(以下「熱電併給設備」という。)を設置しようとする事業者は、エネルギー有効利用指針に基づき、熱を提供しようとする地域エネルギー供給事業者の熱需要に応じた熱の損失の少ない最適な規模の熱電併給設備を設置するよう努めなければならない。

4 熱電併給設備の所有者又は管理者は、地域エネルギー供給事業者に対して熱を提供するに当たり、エネルギー有効利用指針に基づき、当該熱電併給設備による効率的な熱の提供に努めなければならない。

5 地域エネルギー供給事業者からエネルギー供給を受ける建築物の新築等しようとする者及びその所有者又は管理者並びにその建築物を使用する事業者(以下「エネルギー供給受入者」という。)は、エネルギー有効利用指針に基づき、地域エネルギー供給事業者が行うエネルギーの有効利用に係る措置に協力しなければならない。

(地域冷暖房区域の指定)

第十七条の十八 知事は、特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者からの申請に基づき、地域エネルギー供給計画書又は地域エネルギー供給実績報告書に記載するエネルギー供給を行う区域において、冷房又は暖房及び給湯の用に供される熱の量のいずれかが規則で定める量以上になるものと予測される場合において、当該区域に供給するエネルギーの効率の値及び第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項が規則で定める基準を満たしていると認めるときは、当該区域を地域冷暖房区域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による地域冷暖房区域の指定に当たり、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

3 知事は、地域冷暖房区域の指定に当たり次に掲げる者に対し、区域指定についての説明を行うものとする。

- 一 指定しようとする区域内に規則で定める規模を超える建築物の新築等しようとする者
- 二 指定しようとする区域内に存する規則で定める規模を超える建築物の所有者又は管理者
- 三 指定しようとする区域を管轄する特別区の区長及び市町村長

4 前項各号に定める者は、規則で定める期限までに知事に意見を申し出ることができる。

5 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域を指定するときは、第二項及び前項の意見を勘案するものとする。

6 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その内容を公示しなければならない。

(地域冷暖房区域の変更)

第十七条の十九 知事は、前条第一項の規定により指定した地域冷暖房区域について、特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者からの申請に基づき、地域冷暖房区域の変更を行うことができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定により変更を行う場合に準用する。この場合において、同条第一項の規定中「地域エネルギー供給計画書又は地域エネルギー供給実績報告書に記載するエネルギー供給を行う区域」とあるのは「変更後の地域冷暖房区域」と読み替えるものとし、新たな区域を地域冷暖房区域に追加するときにあつては同条第三項の規定の適用は追加する区域に限るものとし、地域冷暖房区域が減少するときにあつては同項第一号及び第二号の規定は適用せず、同項第三号の規定中「指定しようとする区域」とあるのは「指定を取り消そうとする区域」と読み替えるものとする。

(地域冷暖房区域の指定の取消し)

第十七条の二十 知事は、第十七条の十八第一項の規定により指定され、又は前条第一項の規定により変更された地域冷暖房区域に係るエネルギーの供給の状況が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該地域冷暖房区域の指定を取り消すことができる。

- 一 地域エネルギー供給実績報告書において、エネルギー供給の効率の値が規則で定める期間、規則で定める基準を下回り、改善の見込みがないとき。
 - 二 地域エネルギー供給実績報告書において、熱の供給量が規則で定める期間、第十七条の十八第一項の規則で定める熱の量を下回り、回復の見込みがないとき。
 - 三 地域エネルギー供給事業者が、当該地域冷暖房区域へのエネルギー供給を廃止したとき。
 - 四 地域冷暖房区域の指定の公示後、地域エネルギー供給事業者が、規則で定める期間、エネルギー供給を行わないとき。
 - 五 地域エネルギー供給実績報告書において、規則で定めるところにより第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項に係る第十七条の十八第一項の規則で定める基準を満たさなくなったとき。
- 2 知事は、前項の取消しに当たっては、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴くものとする。
 - 一 専門的知識を有する者
 - 二 取消しに係る地域冷暖房区域を管轄する特別区の区長及び市町村長
 - 3 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(熱供給の受入検討義務)

第十七条の二十一 第十七条の十八第一項の規定により知事が指定し、又は第十七条の十九第一項の規定により知事が変更した地域冷暖房区域において、規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者及び規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新をしようとする当該建築物の所有者又は管理者(以下「熱供給の受入検討建築主等」という。)は、エネルギー有効利用指針に基づき、当該地域冷暖房区域に係る地域エネルギー供給事業者とその供給する熱の受入について協議し、検討しなければならない。

- 2 熱供給の受入検討建築主等は、規則で定めるところにより、前項の協議及び検討結果を、知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第十七条の二十二 知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等が行う次に掲げる事項がエネルギー有効利用指針に照らして不十分であると認めるときは、これらの者に対し、エネルギー有効利用指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

- 一 第十七条の四の規定による目標値の設定
- 二 第十七条の五、第十七条の六又は第十七条の十一第四項の規定による検討
- 三 第十七条の十の規定による措置
- 四 第十七条の十七第一項、第二項又は第五項の規定による協力
- 五 第十七条の十七第三項の規定による設置
- 六 第十七条の十七第四項の規定による提供
- 七 前条第一項の規定による協議又は検討

(勧告)

- 第十七条の二十三 知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者又は熱供給の受入検討建築主等が、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。
- 一 第十七条の七、第十七条の八、第十七条の十一第一項、第十七条の十二第一項若しくは第二項、第十七条の十四、第十七条の十五又は第十七条の二十一第二項の規定による提出又は届出をしなかったとき。
 - 二 第十七条の九第一項、第十七条の十三第一項又は第十七条の十六第一項の規定による公表をしなかったとき。
 - 三 正当な理由なく前条第一号、第三号又は第七号(協議に係る部分に限る。)の規定による指導及び助言に従わず、かつ、エネルギー有効利用指針に照らして、エネルギーの有効利用を推進するための措置が著しく不十分であるとき。
- 2 知事は、前項第三号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(抜粋)

(特定開発事業)

第八条の二 条例第十七条の三第一項に規定する規則で定める規模は、開発事業において新築等をしようとする全ての建築物の新築部分、増築部分及び改築部分の延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。)の合計が五万平方メートルを超えるものとする。

(省エネルギー性能目標値の設定)

第八条の三 条例第十七条の四に規定する規則で定める規模は、建築物の新築又は改築の場合にあっては延べ面積が、建築物の増築の場合にあっては増築部分の延べ面積が、それぞれ一万平方メートルであることとする。

2 条例第十七条の四に規定する規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

- 一 住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 二 ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 三 病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 四 百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 五 事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 六 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 七 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 八 集会場、公会堂、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

3 条例第十七条の四に規定する規則で定める種類の建築物は、省エネ法第七十五条第七項に規定する建築物とする。

4 条例第十七条の四の規定による建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値の設定は、当該建築物において、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める事項について行わなければならない。

- 一 第二項第一号に規定する用途に供する部分(延べ面積が二千平方メートル以上のものに限る。)建築物の熱負荷の低減
- 二 第二項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分(当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上であるものに限る。)建築物の熱負荷の低減及び設備システムのエネルギーの使用の合理化

(有効利用が可能なエネルギー)

第八条の四 条例第十七条の五に規定する規則で定める範囲及び規則で定めるエネルギーは、次の表の上欄に掲げる範囲の区分ごとに、当該下欄に定めるエネルギーとする。

一 特定開発区域等

- (一) 一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱
- (二) 下水汚泥の焼却に伴い排出される熱
- (三) 下水処理水の熱
- (四) 河川水の熱
- (五) 海水の熱
- (六) 建築物の空気調和に伴い排出される熱
- (七) 地下式構造の鉄道から排出される熱
- (八) 太陽光

二 特定開発区域等に隣接し、又は道路を挟んで近接する街区(道路、河川、鉄道等で囲まれた地域的なまとまりのある土地の区域をいう。)の区域

・前項(一)から(六)までに掲げる熱

三 特定開発区域等の境界から一キロメートルの範囲の区域(前項の区域を除く。)

・第一項(一)から(五)までに掲げる熱

(エネルギー有効利用計画書の作成等)

第八条の五 条例第十七条の七の規定によるエネルギー有効利用計画書の提出は、別記第二号様式の十七によるエネルギー有効利用計画書提出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成するエネルギー有効利用計画書を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の七に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 特定開発事業において特別大規模特定建築物の新築等をしようとする場合 当該特別大規模特定建築物に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の規定に基づく確認(同法第六条の二第一項に規定する確認を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知(以下「建築確認申請等」という。)の日(当該特別大規模特定建築物が複数ある場合にあっては、最初の建築確認申請等の日)の百八十日前

二 前号に掲げる場合以外の場合 特定開発事業において新築等をしようとする建築物に係る建築確認申請等の日(当該建築物が複数ある場合にあっては、最初の建築確認申請等の日)の百八十日前

3 条例第十七条の七第八号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 エネルギー有効利用計画書の公表の担当部署及び方法

二 特別大規模特定建築物の工事完了後の設備機器及び制御機器の運転方法及び制御方法の調整の実施の有無

三 導入する熱源機器の概要(条例第十七条の七第七号において地域冷暖房を導入しないとした場合に限る。)

(エネルギー有効利用計画書の変更の届出)

第八条の六 条例第十七条の八本文の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。

一 条例第十七条の七第一号に掲げる事項を変更する場合 別記第二号様式の十八による特定開発事業者氏名等変更届出書

二 条例第十七条の七第二号から第八号までに掲げる事項を変更する場合 別記第二号様式の十九によるエネルギー有効利用計画書変更届出書及び変更しようとする事項を記載したエネルギー有効利用計画書

2 条例第十七条の八本文の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までの変更について、行わなければならない。この場合において、条例第十七条の七第一号に掲げる事項の変更の届出は、変更した日の翌日から起算して三十日を経過した日までに行うことができる

一 特定開発事業において特定建築物の新築等をしようとする場合 当該特定建築物に係る建築物環境計画書が知事に提出される日(当該特定建築物が複数ある場合にあっては、全ての建築物環境計画書が知事に提出される日)

二 前号に掲げる場合以外の場合 特定開発事業において新築等をしようとする建築物に係る建築確認申請等の日(当該建築物が複数ある場合にあっては、最初の建築確認申請等の日)

3 条例第十七条の八ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第十七条の七第二号に掲げる事項の変更にあつては、特定開発事業において新築等を行う特別大規模特定建築物の延べ面積の増加及び棟数の変更を伴わない建築物の変更(特別大規模特定建築物の主たる用途の変更を除く。)をする場合

二 条例第十七条の七第六号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する設備の導入の有無の検討結果を変更するとき又は当該設備のうち太陽光を利用するための設備において太陽光の変換方法を変更するとき以外の変更をする場合

三 条例第十七条の七第七号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する地域冷暖房の導入の有無の検討結果を変更するとき以外の変更をする場合

四 その他知事が特に認める場合

(特定開発事業者によるエネルギー有効利用計画書の公表)

第八条の七 条例第十七条の九第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の七各号に掲げる事項とする。

- 2 条例第十七条の九第一項の規定による公表は、遅くとも特定日(当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日)から当該建築物の新築等に係る工事が完了する日)までの間行わなければならない。
- 3 条例第十七条の九第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

(知事によるエネルギー有効利用計画書の公表)

第八条の八 条例第十七条の九第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の七各号に掲げる事項とする。

- 2 条例第十七条の九第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - 一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧
 - 二 インターネットの利用による公表

(地域エネルギー供給計画書の作成等)

第八条の九 条例第十七条の十一第一項の規定による地域エネルギー供給計画書の提出は、別記第二号様式の二十による地域エネルギー供給計画書提出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成する地域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。

- 2 条例第十七条の十一第一項に規定する規則で定める日は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる建築物のうち、新築等をしようとする建築物に係る建築確認申請等の日(当該建築物が複数ある場合にあっては、最初の建築確認申請等の日)の百二十日前とする。
- 3 条例第十七条の十一第一項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 エネルギーを供給する設備等の概要
 - 二 供給する熱のエネルギーの効率の評価
 - 三 エネルギーの供給に伴い排出口から大気中に排出される標準状態かつ酸素濃度がゼロパーセントの状態に換算した場合における総排出物一立方メートルに含まれる窒素酸化物の量
 - 四 エネルギー供給を行う区域における建築物等の状況
 - 五 他の地域エネルギー供給事業者との供給する熱の相互利用の検討内容
 - 六 地域エネルギー供給計画書の公表の担当部署及び方法

(地域エネルギー供給計画書の変更)

第八条の十 条例第十七条の十二第一項の規定による変更の届出は、条例第十七条の十四の規定による届出が行われる日までの変更について、別記第二号様式の二十一による地域エネルギー供給事業者氏名等変更届出書により行わなければならない。

- 2 条例第十七条の十二第二項の規定による計画書の提出は、条例第十七条の十四の規定による届出が行われる日までの変更について、別記第二号様式の二十二による地域エネルギー供給計画書変更提出書に、当該変更しようとする事項について記載した地域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。

(特定開発事業者による地域エネルギー供給計画書の公表)

第八条の十一 条例第十七条の十三第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

- 2 条例第十七条の十三第一項の規定による公表は、遅くとも次に掲げる日のいずれか早い日(以下この項において「特定日」という。)(当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日)から当該地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給に係る地域エネルギー供給実績報告書が最初に知事に提出される日までの間、行わなければならない。
- 3 条例第十七条の十三第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

(知事による地域エネルギー供給計画書の公表)

第八条の十二 条例第十七条の十三第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十三第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧
- 二 インターネットの利用による公表

(エネルギー供給の開始の届出)

第八条の十三 条例第十七条の十四の規定による届出は、別記第二号様式の二十三によるエネルギー供給開始届に、エネルギー供給の方法の概要を示す書類を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の十四に規定する規則で定める日は、エネルギーの供給を開始した日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

(地域エネルギー供給実績報告書の提出)

第八条の十四 条例第十七条の十五の規定による地域エネルギー供給実績報告書の提出は、前年度のエネルギー供給の実績について、毎年度六月末日までに、別記第二号様式の二十四による地域エネルギー供給実績報告書提出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成した地域エネルギー供給実績報告書を添付して行わなければならない。この場合において、第八条の九第三項第六号中「地域エネルギー供給計画書」とあるのは「地域エネルギー供給実績報告書」と読み替えて、同項の規定を適用する(第八条の十五及び第八条の十六において同じ。)

(地域エネルギー供給事業者による地域エネルギー供給実績報告書の公表)

第八条の十五 条例第十七条の十六第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十六第一項の規定による公表は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書を提出した日から翌年度の六月末日までの間、行わなければならない。

3 条例第十七条の十六第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、地域エネルギー供給事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

(知事による地域エネルギー供給実績報告書の公表)

第八条の十六 条例第十七条の十六第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧
- 二 インターネットの利用による公表

(地域冷暖房区域の指定)

第八条の十七 条例第十七条の十八第一項の規定による申請は、別記第二号様式の二十五による地域冷暖房区域指定申請書に、エネルギー供給を行う区域を示す図面及び同項に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の十八第一項に規定する規則で定める熱の量は、一時間当たりの最大値が二十一ギガジュールとする。

3 条例第十七条の十八第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 供給する熱のエネルギー効率の値の基準 供給しようとする熱のエネルギーの効率の値(既にエネルギー供給の実績がある場合にあつては、連続する三箇年度(年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度)に供給された熱のエネルギー効率の値を含む。)が、別表第一の四 一の部の上欄に掲げる供給するエネルギーの熱媒体の区分に応じ当該下欄に定める値以上であること。
- 二 条例第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項のうち、第八条の九第三項第三号の量に係る基準 エネルギーの供給に伴い排出口から大気中への排出が見込まれる別記第一の四 二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量(既にエネルギー供給の実績がある場合にあつては、連続する二箇年度(年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く二箇年度)におけるエネルギーの供給に伴い排出口から大気中に排出された窒素酸化物の量を含む。)が、同部の下欄に定める量以下であること。

3 東京都エネルギー有効利用指針

平成 21年 12月 25日
東京都告示第1667号

東京都エネルギー有効利用指針

第1 目的

この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。)第17条の3第1項の規定により、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、地域エネルギー供給事業者の供給対象となる者、特定開発区域等におけるエネルギーの有効利用にかかわるその他事業者が、特定開発事業によって生じる環境への負荷の低減を図るために行う、エネルギー有効利用計画書の作成、地域エネルギー供給計画書の作成、地域冷暖房区域の指定その他のエネルギーの有効利用に関する事項について定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

第3 特定開発事業におけるエネルギーの有効利用

1 省エネルギー性能目標値の設定等

(1) 省エネルギー性能目標値の設定方法

条例第17条の4の規定による、エネルギーの使用の合理化に関する性能(以下「省エネルギー性能」という。)の目標値(以下「省エネルギー性能目標値」という。)の設定方法は、別表第1のとおりとする。

(2) 省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法

(1)で設定した省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法は、別表第2に基づき、あらかじめ特別大規模特定建築物のエネルギー使用量を予測するとともに、工事完了後、当該エネルギーの使用量の状況を把握することとする。さらに、当該把握したエネルギー使用状況の結果に応じて、設備機器の運転及び制御方法の調整を行うこととする。

2 利用可能エネルギーを利用するための設備の導入の検討

条例第17条の5の規定による、再生可能エネルギーその他有効利用を図ることが可能なエネルギーとして規則第8条の4に定めるエネルギー(以下「利用可能エネルギー」という。)を利用するための設備の導入についての検討方法は、次のとおりとする。

(1) 太陽光以外の利用可能エネルギーを利用するための設備の導入

ア 基本条件の検討

規則第8条の4の表の上欄に掲げる範囲の区分ごとに、当該下欄に定める利用可能エネルギーの存在を把握した上で、次に掲げる基本的な要件に該当するか否かを確認する検討を行うこと。

(ア) 十分な利用可能エネルギーの量の存在が推定されるものとして、別表第3の左欄に掲げる利用可能エネルギーの区分に応じ、当該右欄に定める条件を満たすものがあること。

(イ) 利用可能エネルギーを利用するために必要となる導管の敷設ルート上において、河川、鉄道、地下構造物(地下式構造の鉄道、地下道、地下駐車場等)、地下埋設物(上下水道及び都市ガス配管の幹線等)等の地域的な制約条件がないこと。

(ウ) 河川水又は海水にあっては、取水設備及び放水設備の設置可能箇所、取水管及び放水管の経路等

イ 詳細検討

アに掲げる基本的な要件に該当するときは、利用可能エネルギーが生じる事業活動を行う事業者等に協力を求めること等により、次に掲げる事項について把握するとともに、利用可能エネルギーを利用するための設備の導入について検討すること。

(ア) 利用可能エネルギーの利用可能量

(イ) 利用可能エネルギーを利用するための設備の導入の可能性として、当該設備改修予定の有無、当該設備改修と特定開発事業における工事工程との整合性等

(2) 太陽光を利用するための設備の導入

日照時間が十分確保できる太陽光を利用する設備の設置箇所があるか否かを確認する検討を行うこと。

3 地域冷暖房の導入検討等

(1) 地域冷暖房の導入検討

条例第17条の6の規定による地域冷暖房の導入の検討方法は、次のとおりとする。

- ア 特定開発事業において新築等を行う建築物の用途等の特性、熱需要予測、地域冷暖房の周辺への拡張性、利用可能エネルギーの有無等の基本条件について調査を行うこと。なお、熱需要予測については、熱需要に関する公表されている文献データ及び実態を踏まえ適切な原単位を用いて行うものとし、当該原単位については、別表第4の各項に掲げる添付書類に明示するものとする。
- イ 特定開発事業における地域冷暖房の導入への適性として、アの調査結果を踏まえ、次に掲げる事項への該当を検討すること。
 - (ア) 特定開発事業において新築等を行う建築物が1棟である場合にあっては、特定開発区域の周辺の地域の建築物又は特定開発区域等の既存の建築物への熱供給の可能性があること。
 - (イ) 特定開発区域等において、冷房又は暖房及び給湯の用に供される熱の量のいずれかの1時間当たりの最大値が21ギガジュール以上となるものと予測されること。
 - (ウ) 特定開発事業において新築等を行う建築物について、住宅、駐車場、倉庫、工場等以外の熱需要の大きい用途に供されている部分が大部分であること。
 - (エ) 外気条件の季節変動又は特定開発区域等における建築物の用途若しくは時間による熱負荷の変動(以下「熱負荷特性」という。)から判断して、地域冷暖房の導入により熱負荷の平準化を図ることが可能なこと。
- ウ イに掲げる要件に該当するときは、次に掲げる事項への該当を検討すること。
 - (ア) 熱供給の対象となる建築物に熱媒体を搬送するための導管を敷設するルートが確保できること。
 - (イ) 他の地域エネルギー供給事業者及び特定開発事業の実施前に既に特定開発区域においてエネルギー供給を行っている地域エネルギー供給事業者(以下「既存地域エネルギー供給事業者」という。)が存在しない場合にあっては、特定開発事業において新築等を行う建築物について、熱供給プラント(熱源機器、ポンプ、冷却塔、蓄熱槽等をいう。以下同じ。)を設置するスペースがあること。
 - (ウ) 他の地域エネルギー供給事業者又は既存地域エネルギー供給事業者が存在する場合で、自ら熱供給プラントを設置しないときにあっては、当該他の地域エネルギー供給事業者又は当該既存地域エネルギー供給事業者が設置する熱供給プラントから供給される熱を、特定開発区域の建築物へ供給する熱として利用すること。

(2) 他の地域エネルギー供給事業者との供給する熱の相互利用

条例第17条の11第4項の規定による供給する熱の相互利用の検討方法は、次のとおりとする。

- ア 次の可能性について検討すること。
 - (ア) 相互利用のための導管の敷設ルートの確保の可能性
 - (イ) 熱の相互利用の可能性
- イ アの可能性がある場合にあっては、次の事項について検討すること。
 - (ア) 熱供給の供給条件(熱媒体の種類、温度、圧力)の整合
 - (イ) 相互利用した場合の供給する熱のエネルギー効率及び評価の予測
 - (ウ) 導管の接続工事の工程等の整合

4 エネルギー有効利用計画書の作成

条例第17条の7の規定によるエネルギー有効利用計画書の作成方法は、次のとおりとする。

- (1) エネルギー有効利用計画書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。
- (2) 条例第17条の7第4号の省エネルギー性能目標値については、1(1)により設定した目標値を記載するものとする。
- (3) 条例第17条の7第5号に規定する省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法は、1(2)により実施しようとする当該検証方法について記載するものとする。
- (4) 条例第17条の7第6号の利用可能エネルギーを利用するための設備の導入の検討内容及び検討結果については、2の方法により検討した内容及びその結果について記載するものとする。この場合において、当該設備の導入が困難な場合には、その理由を記載するものとする。また、利用可能エネルギー以外の再生可能エネルギーその他有効利用を図ることが可能なエネルギーを利用する設備を導入する場合には、当該設備の種類を記載するものとする。
- (5) 条例第17条の7第7号の地域冷暖房の導入の検討内容及び検討結果については、3(1)の方法により検討した内容及びその結果について記載するものとする。この場合において、地域冷暖房の導入をしないときは、その理由を記載するとともに、規則第8条の5第3項の規定により、導入する熱源機器の概要を記載するものとする。
- (6) エネルギー有効利用計画書を知事に提出するときは、別表第4 1の項の添付書類の欄に掲げる書類を添付するものとする。

第5 エネルギーの有効利用にかかわるその他事業者の協力等

1 利用可能エネルギーに係る事業者

- (1) 条例第17条の17第1項の規定による特定開発事業者が行う利用可能エネルギーを利用するための設備の導入についての検討への協力の方法は、特定開発事業者が第3 2の規定により行う検討に必要な情報を提供することとする。
- (2) 条例第17条の17第1項の規定による地域エネルギー供給事業者が行う利用可能エネルギーの利用への協力の方法は、地域エネルギー供給事業者からの当該利用に当たっての協議に対し、可能な限り当該協議に応じることとする。

2 他の地域エネルギー供給事業者

- (1) 条例第17条の17第2項の規定による特定開発事業者が行う供給する熱の相互利用についての検討への協力の方法は、当該特定開発事業者が第3 3(2)の規定により行う検討に必要な情報を提供することとする。
- (2) 条例第17条の17第2項の規定による地域エネルギー供給事業者が行う供給する熱の相互利用についての協力は、当該地域エネルギー供給事業者との間で熱供給設備の運転方法の調整を行うこととする。

3 熱電併給設備の設置者及び所有者又は管理者

- (1) 熱電併給設備の設置者
条例第17条の17第3項の規定による、熱を提供しようとする地域エネルギー供給事業者の熱需要に応じた損失の少ない最適な規模の熱電併給設備を設置するための方法は、発電効率と排熱効率とを合わせた総合効率の高い熱電併給設備を設置することとする。
- (2) 熱電併給設備の所有者又は管理者
条例第17条の17第4項の規定による、地域エネルギー供給事業者に対する熱電併給設備による効率的な熱の提供の方法は、次のとおりとする。
 - ア 地域エネルギー供給事業者と協議の上、熱需要及び電力需要の大きい時間帯を把握し、熱電併給設備全体の総合効率が優れた運用を行うこと。
 - イ 熱電併給設備の運用方法についての情報提供を行うこと。

4 エネルギー供給受入者

条例第17条の17第5項の規定による、地域エネルギー供給事業者が行うエネルギーの有効利用に係る措置への協力の方法は、次のとおりとする

- (1) 冷房のピーク負荷時期以外は、季節変動及び建築物の使用状況から判断し、可能な限り、冷水温度の調整を行うこと。
- (2) 可能な限り、冷温水の圧力の調整を行うこと。

第6 熱供給の受入れ

1 熱供給の受入れの検討

条例第17条の21第1項の規定による熱供給の受入検討建築主等が行う供給する熱の受入れについての協議及び検討の方法は、次の事項について協議し、検討することとする。

- ア 熱を受け入れる側の建築物(以下「受入側建築物」という。)の冷房、暖房及び給湯の熱需要及び熱負荷特性に応じた熱供給の可能性
- イ 受入側建築物への導管の接続の可能性
- ウ 受入側建築物の工事工程に合わせた熱供給施設の工事工程の調整の可能性

2 熱供給受入検討報告書の作成

- (1) 規則第8条の22第4項の地域エネルギー供給事業者との協議内容及び供給する熱の受入に関する検討状況を示す書類(以下「熱供給受入検討報告書」という。)は、別記第6号様式のとおりとする。
- (2) 熱供給受入検討報告書を知事に提出するときは、別表第4、4の項の添付書類の欄に掲げる書類を添付するものとする。

別表第1 省エネルギー性能目標値の設定基準

特別大規模特定建築物の用途	設定が必要な場合	設定すべき事項	設定基準
1 規則第8条の3第2項第1号に規定する用途に供する部分	当該部分の延べ面積が2000㎡以上である場合	建築物の熱負荷の低減	東京都建築物環境配慮指針(平成21年東京都告示第1336号。以下「配慮指針」という。)別表第1の評価基準の段階2以上
2 規則第8条の3第2項第2号から第8号までに規定する用途に供する部分の全部	当該各用途に供する部分のいずれかの延べ面積が2000㎡以上である場合	建築物の熱負荷の低減	規則別表第1の5に規定する省エネルギー性能基準の値のうち、建築物の熱負荷の低減率の値以上
3 規則第8条の3第2項第2号から第9号までに規定する用途に供する部分の全部	当該各用途に供する部分のいずれかの延べ面積が2000㎡以上である場合	設備システムのエネルギーの使用の合理化	規則別表第1の5に規定する省エネルギー性能基準の値のうち、設備システムのエネルギー利用の低減率の値以上

別表第2 省エネルギー性能目標値の達成状況の検証方法

1 エネルギー使用状況の予測及び調査に係る措置	<p>(1) 特別大規模特定建築物における建築物全体及びエネルギー種別ごとの一次エネルギー消費量について予測値を定めるとともに計量を行い、その実測値との比較を行うこと。</p> <p>(2) 特別大規模特定建築物における空気調和設備等の設備システムごとの一次エネルギー消費量について予測値を定めるとともに計量を行い、その実測値との比較を行うこと。</p> <p>(3) 熱源機器その他の主要設備のエネルギーの消費効率について予測値を定めるとともに計量を行い、その実測値との比較を行うこと。</p>
2 設備機器の運転及び制御方法の調整に係る措置	<p>次に掲げる設備機器のうち、特別大規模特定建築物に設置する設備機器について、工事完了後の設備機器の運転及び制御方法の調整の有無について記載すること。</p> <p>(1) 空気調和の熱源側設備</p> <p>(2) 空気調和の二次側設備</p> <p>(3) 機械換気設備</p> <p>(4) 照明設備</p>

別表第3 利用可能エネルギーを利用するための設備の導入の詳細な検討が必要となる場合の条件

利用可能エネルギーの種類	条 件
河川水の熱	最小水深が 50cm以上で、かつ、日平均流量が 8,000 m ³ 以上である河川
建築物の空気調和に伴い排出される熱	規則第8条の4の表の1の項の特定開発区域等にあつては、冬期(12月から3月まで)の冷熱需要が日平均 10,000MJ以上であると想定される建築物。ただし、建築物の空気調和に伴い排出される熱を複数の建築物の間で融通する場合は、特定開発事業における地域冷暖房が導入される場合に限る。
	規則第8条の4の表の2の項の特定開発区域等に隣接し、又は道路を挟んで近接する街区にあつては、延べ面積 50,000 m ² を超える建築物。ただし、建築物の空気調和に伴い排出される熱を複数の建築物の間で融通する場合は、特定開発事業における地域冷暖房が導入される場合に限る。
地下式構造の鉄道から排出される熱	日平均乗降客数が 10 万人以上の駅

別表第4 計画書等の添付書類

計画書等の種類	添付書類
1 エネルギー有効利用計画書	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定開発区域の位置及び面積並びに特定開発事業において新築等を行う建築物の配置を示す図面 2 省エネルギー性能目標値の設定の根拠を示す書類 3 特定開発区域の周辺の開発動向等の状況を示す書類 4 熱需要の予測についてその根拠を示す書類 5 特定開発区域と利用可能エネルギーが生じる施設又は場所の位置(導管敷設上の制約がある場合は、その内容を含む。)との関係を示す図面 6 利用可能エネルギーを利用するための設備の導入に係る検討の詳細を示す書類 7 利用可能エネルギーが生じる施設の改修の内容並びに特定開発事業及び当該施設改修の工事工程を示す書類 8 日射条件の確保が不十分な場合にあつては、日射遮蔽物の位置及び規模等その状況を示す書類
2 地域エネルギー供給計画書	<ol style="list-style-type: none"> 1 エネルギー供給対象建築物の概要を示す書類 2 エネルギー供給対象建築物におけるエネルギー需要の予測(熱負荷特性を考慮したものとする。)の根拠を示す書類 3 熱供給プラントの位置及び熱供給プラントの収容建築物の概要を示す書類 4 熱供給施設の構成及び供給能力を示す書類 5 利用可能エネルギーの種類及び年間の利用量の根拠、熱のエネルギー効率の根拠並びに熱の相互利用の方法を示す書類 6 排出ガス中の窒素酸化物の量を抑制する措置を示す書類 7 熱供給施設の整備計画の工程を示す書類
3 地域エネルギー供給実績報告書	<ol style="list-style-type: none"> 1 エネルギー供給対象建築物の概要を示す書類 2 エネルギー供給対象建築物におけるエネルギー需要の実績(熱負荷特性

	<p>を考慮したものとする。)の根拠を示す書類</p> <p>3 熱供給プラントの位置及び熱供給プラントの収容建築物の状況を示す書類</p> <p>4 熱供給施設の構成及び供給能力を示す書類</p> <p>5 熱供給プラントにおいて使用したエネルギーの種類及び使用実績を示す書類</p> <p>6 利用可能エネルギーの利用方法、熱のエネルギー効率の根拠及び熱の相互利用の方法を示す書類</p> <p>7 排出ガス中の窒素酸化物の量を抑制する措置を示す書類</p> <p>8 熱供給施設の更新計画を示す書類</p>
4 熱供給受入検討報告書	1 地域エネルギー供給事業者との協議内容を示す議事等の概要

別表第5 熱のエネルギー効率の評価

供給する熱のエネルギー効率の値	評 価
0.90以上	AA
0.85以上 0.90未満	A ⁺
0.80以上 0.85未満	A
0.73以上 0.80未満	A ⁻
0.70以上 0.73未満	B
0.70未満	C

6-2 指導・助言等

- 1 指導・助言
- 2 勧告、違反者の公表
- 3 立入調査、報告の徴収

■ 1 指導・助言 (条例第17条の22)

知事は、次の者が行う措置が、指針に照らして不十分であると認めるときは、これらの者に対し指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 特定開発事業者➤ 地域エネルギー供給事業者➤ 利用可能エネルギーに係る事業者➤ 他の地域エネルギー供給事業者 | <ul style="list-style-type: none">➤ 熱電併給設備を設置しようとする事業者➤ 熱電併給設備の所有者若しくは管理者➤ エネルギー供給受入者➤ 熱供給の受入検討建築主等 |
|---|--|

■ 2 勧告、違反者の公表

(1) 勧告 (条例第17条の23)

知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者又は熱供給の受入検討建築主等に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

- ① 条例に規定された提出又は届出、公表をしなかったとき
- ② 正当な理由なく指導・助言に従わず、かつ、指針に照らして、エネルギーの有効利用を推進するための措置が著しく不十分であるとき

※②について勧告を行う場合、知事は、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(2) 違反者の公表 (条例第156条第1項)

知事は、勧告を受けた者が、正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。知事は、上記の公表をしようとする場合は、勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

■ 3 立入調査、報告の徴収

(1) 立入調査 (条例第153条第2項)

知事は、指導及び助言、勧告、違反者の公表に必要な限度において、その職員に特定開発事業者等の同意を得て、建築物その他の場所に立ち入り、指針に基づく措置について調査させることができる。

(2) 報告の徴収 (条例第155条第1項)

知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定開発事業者等に必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

【改変履歴】

第2版 平成30年4月1日（29環地次第358号）

東京都エネルギー有効利用指針の見直し他

（熱のエネルギー効率の評価変更他）

第3版 令和2年4月1日（31環地次第575号）

建築物環境計画書制度改正による見直し他